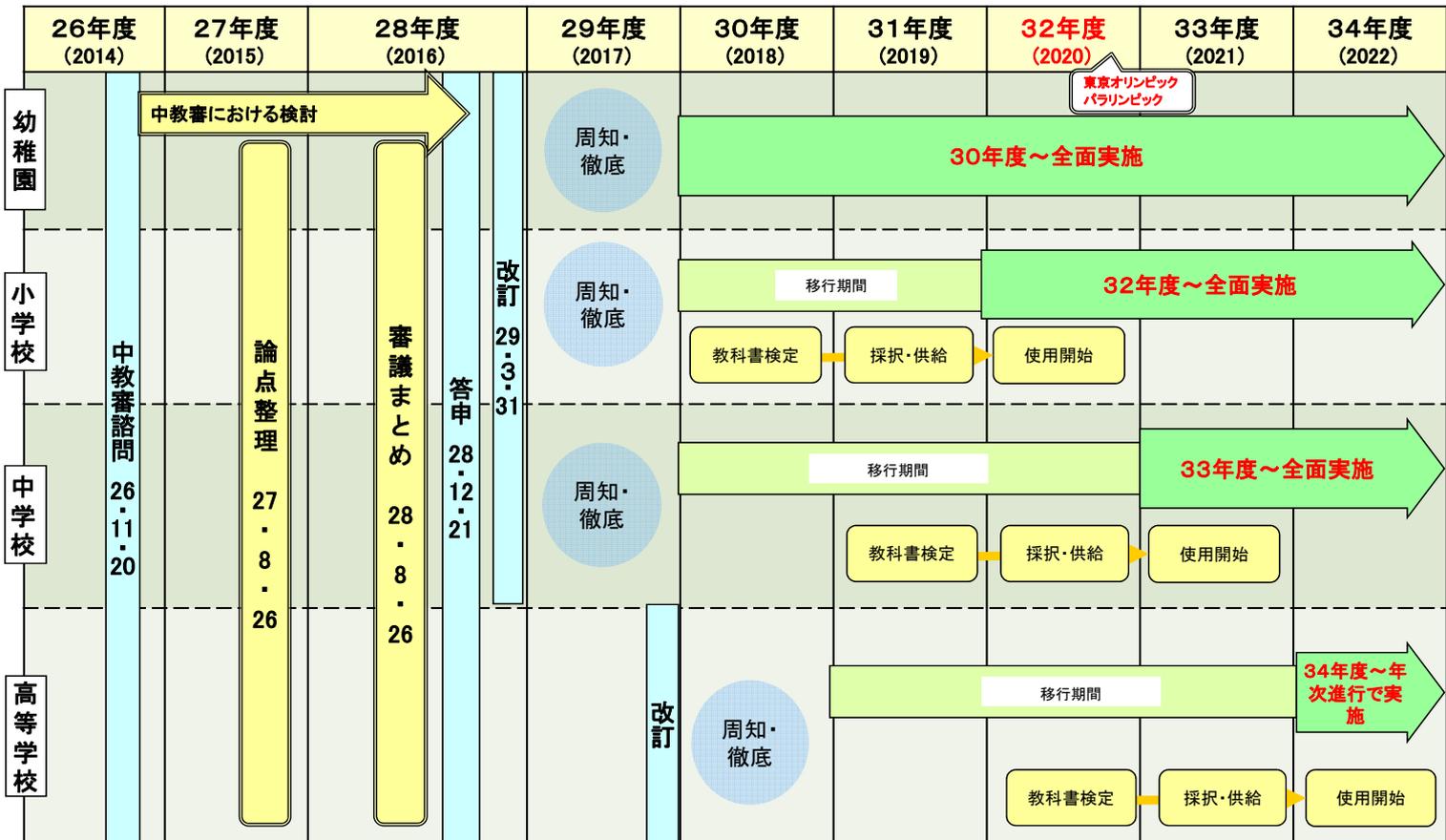


(5) 教育課程の見直し

今後の学習指導要領改訂に関するスケジュール（現時点の進捗を元にしたイメージ）



特別支援学校学習指導要領(幼稚園及び小学部・中学部)についても、平成29年4月28日に改訂告示を公示。特別支援学校学習指導要領(高等部)についても、高等学校学習指導要領と一体的に改訂を進める。

学習指導要領改訂の背景

人工知能が進化して、人間が活躍できる職業はなくなるのではないか。

今学校で教えていることは、時代が変化したら通用しなくなるのではないか。

子供たちに、情報化やグローバル化など急激な社会的変化の中でも、**未来の創り手となるために必要な資質・能力を確実に備えることのできる学校教育を実現する。**

よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を作るという**目標を学校と社会が共有**して実現

社会や産業の構造が変化し、質的な豊かさが成長を支える成熟社会に移行していく中で、私たち人間に求められるのは、定められた手続を効率的にこなしていくにとどまらず、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかを考え、主体的に学び続けて自らの能力を引き出し、自分なりに試行錯誤したり、多様な他者と協働したりして、新たな価値を生み出していくことであるということ、そのためには生きて働く知識を含む、これからの時代に求められる資質・能力を学校教育で育成していくことが重要であるということを、学校と社会とが共通の認識として持つことができる好機にある。

学校教育のよさをさらに進化させるため、学校教育を通じて子供たちが身に付けるべき資質・能力や学ぶべき内容などの全体像を分かりやすく見渡せる「**学びの地図**」として、**学習指導要領を示し、幅広く共有**

- ・これからの時代に求められる知識や力とは何かを明確にし、教育目標に盛り込む。これにより、子供が学びの意義や成果を自覚して次の学びにつなげたり、学校と地域・家庭とが教育目標を共有してカリキュラム・マネジメントが実現しやすくなる。
- ・生きて働く知識や力を育む質の高い学習過程を実現するため、各教科における学びの特質を明確にするとともに、**授業改善の視点（「アクティブ・ラーニングの視点」）を明確にする**。これにより、教科の特質に応じた深い学びと、我が国の強みである「授業研究」を通じたさらなる授業改善が実現する。

41

「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」諮問（26年11月20日）の概要

趣旨

- ◆ 子供たちが成人して社会で活躍する頃には、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会や職業の在り方そのものも大きく変化する可能性。
- ◆ そうした厳しい挑戦の時代を乗り越え、**伝統や文化に立脚し、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら価値の創造に挑み、未来を切り開いていく力が必要。**
- ◆ そのためには、教育の在り方も一層進化させる必要。
- ◆ 特に、学ぶことと社会とのつながりを意識し、「何を教えるか」という知識の質・量の改善に加え、「どのように学ぶか」という、**学びの質や深まりを重視することが必要**。また、**学びの成果として「どのような力が身に付いたか」という視点が重要**。

審議事項の柱

- 1. 教育目標・内容と学習・指導方法、学習評価の在り方を一体として捉えた、新しい時代にふさわしい学習指導要領等の基本的な考え方**
 - これからの時代を、自立した人間として多様な他者と協働しながら創造的に生きていくために**必要な資質・能力**の育成に向けた**教育目標・内容の改善**
 - 課題の発見・解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習(いわゆる「**アクティブ・ラーニング**」)の充実と、そうした学習・指導方法を教育内容と関連付けて示すための在り方
 - 育成すべき資質・能力を育む観点からの**学習評価の改善**
- 2. 育成すべき資質・能力を踏まえた、新たな教科・科目等の在り方や、既存の教科・科目等の目標・内容の見直し**
- 3. 学習指導要領等の理念を実現するための、各学校におけるカリキュラム・マネジメントや、学習・指導方法及び評価方法の改善支援の方策**
 - 各学校における教育課程の編成、実施、評価、改善の一連の**カリキュラム・マネジメント**の普及
 - 「**アクティブ・ラーニング**」などの新たな学習・指導方法や、新しい学びに対応した評価方法等の開発・普及

学習指導要領改訂の方向性

新しい時代に必要な資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「**社会に開かれた教育課程**」の実現

各学校における「**カリキュラム・マネジメント**」の実現

何を学ぶか

どのように学ぶか

新しい時代に必要な資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共」の新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的に示す

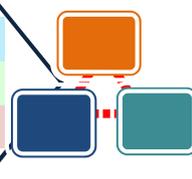
学習内容の削減は行わない※

主体的・対話的で深い学び（「**アクティブ・ラーニング**」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得
など、新しい時代に求められる
資質・能力を育成

知識の量を削減せず、質の高い
理解を図るための学習過程
の質的改善

主体的な学び
対話的な学び
深い学び



※ 高校教育については、些末な事実に基づく知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

高等学校の教科・科目構成について

(科目構成等に変更があるものを抜粋)

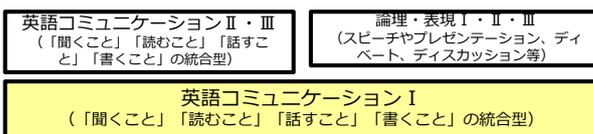
■ …共通必修 ■ …選択必修

※ グレーの枠囲みは既存の科目

国語科



外国語科



※ 英語力調査の結果や C E F R のレベル、高校生の多様な学習ニーズへの対応なども踏まえ検討。

地理歴史科



公民科



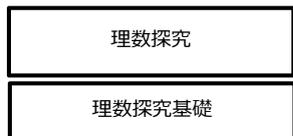
家庭科



情報科



理数科



総合的な探究の時間

総合的な探究の時間

※ 実社会・実生活から自ら見出した課題を探究することを通じて、自分のキャリア形成と関連付けながら、探究する能力を育むという在り方を明確化する。

数学科



理科



高等学校の各学科に共通する教科・科目等及び標準単位数
〔改訂案〕 〔現行〕

教科	科目	標準単位数	必履修科目
国語	現代の国語	2	○
	言語文化	2	○
	論理国語	4	
	文学国語	4	
	国語表現	4	
	古典探究	4	
地理歴史	地理総合	2	○
	地理探究	3	
	歴史総合	2	○
	日本史探究	3	
	世界史探究	3	
公民	公共	2	○
	倫理	2	
	政治・経済	2	
数学	数学Ⅰ	3	○2単位まで減
	数学Ⅱ	4	
	数学Ⅲ	3	
	数学A	2	
	数学B	2	
	数学C	2	
	科学と人間生活	2	
理科	物理基礎	2	「科学と人間生活」を含む2科目又は基礎を付した科目を3科目
	物理	4	
	化学基礎	2	
	化学	4	
	生物基礎	2	
	生物	4	
	地学基礎	2	
	地学	4	

教科	科目	標準単位数	必履修科目
国語	国語総合	4	○2単位まで減
	国語表現	3	
	現代文A	2	
	現代文B	4	
	古典A	2	
	古典B	4	
地理歴史	世界史A	2	□○
	世界史B	4	
	日本史A	2	
	日本史B	4	
	地理A	2	
	地理B	4	
公民	現代社会	2	「現代社会」又は「倫理」・「政治・経済」
	倫理	2	
	政治・経済	2	
数学	数学Ⅰ	3	○2単位まで減
	数学Ⅱ	4	
	数学Ⅲ	5	
	数学A	2	
	数学B	2	
	数学C	2	
	科学と人間生活	2	
理科	物理基礎	2	「科学と人間生活」を含む2科目又は基礎を付した科目を3科目
	物理	4	
	化学基礎	2	
	化学	4	
	生物基礎	2	
	生物	4	
	地学基礎	2	
	地学	4	
	理科課題研究	1	

45

保健体育	体育	7~8	○
	保健	2	○
芸術	音楽Ⅰ	2	□○
	音楽Ⅱ	2	
	音楽Ⅲ	2	
	美術Ⅰ	2	
	美術Ⅱ	2	
	美術Ⅲ	2	
	工芸Ⅰ	2	
	工芸Ⅱ	2	
	工芸Ⅲ	2	
	書道Ⅰ	2	
	書道Ⅱ	2	
	書道Ⅲ	2	
	外国語	英語コミュニケーションⅠ	
英語コミュニケーションⅡ		4	
英語コミュニケーションⅢ		4	
論理・表現Ⅰ		2	
論理・表現Ⅱ		2	
論理・表現Ⅲ		2	
家庭	家庭基礎	2	□○
	家庭総合	4	
情報	情報Ⅰ	2	○
	情報Ⅱ	2	
理数	理数探究基礎	1	
	理数探究	2~5	
総合的な探究の時間		3~6	○2単位まで減

保健体育	体育	7~8	○
	保健	2	○
芸術	音楽Ⅰ	2	□○
	音楽Ⅱ	2	
	音楽Ⅲ	2	
	美術Ⅰ	2	
	美術Ⅱ	2	
	美術Ⅲ	2	
	工芸Ⅰ	2	
	工芸Ⅱ	2	
	工芸Ⅲ	2	
	書道Ⅰ	2	
	書道Ⅱ	2	
	書道Ⅲ	2	
	外国語	コミュニケーション英語基礎	
コミュニケーション英語Ⅰ		3	
コミュニケーション英語Ⅱ		4	
コミュニケーション英語Ⅲ		4	
英語表現Ⅰ		2	
英語表現Ⅱ		4	
英語会話	2		
家庭	家庭基礎	2	□○
	家庭総合	4	
	生活デザイン	4	
情報	社会と情報	2	□○
	情報の科学	2	
総合的な学習の時間		3~6	○2単位まで減

- 教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力(言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等)や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要。また、「主体的・対話的で深い学び」の充実には単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要。
- そのため、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立。

総則

小学校学習指導要領

第1 小学校教育の基本と教育課程の役割

4 各学校においては、児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと(以下「カリキュラム・マネジメント」という。)に努めるものとする。

第5 学校運営上の留意事項

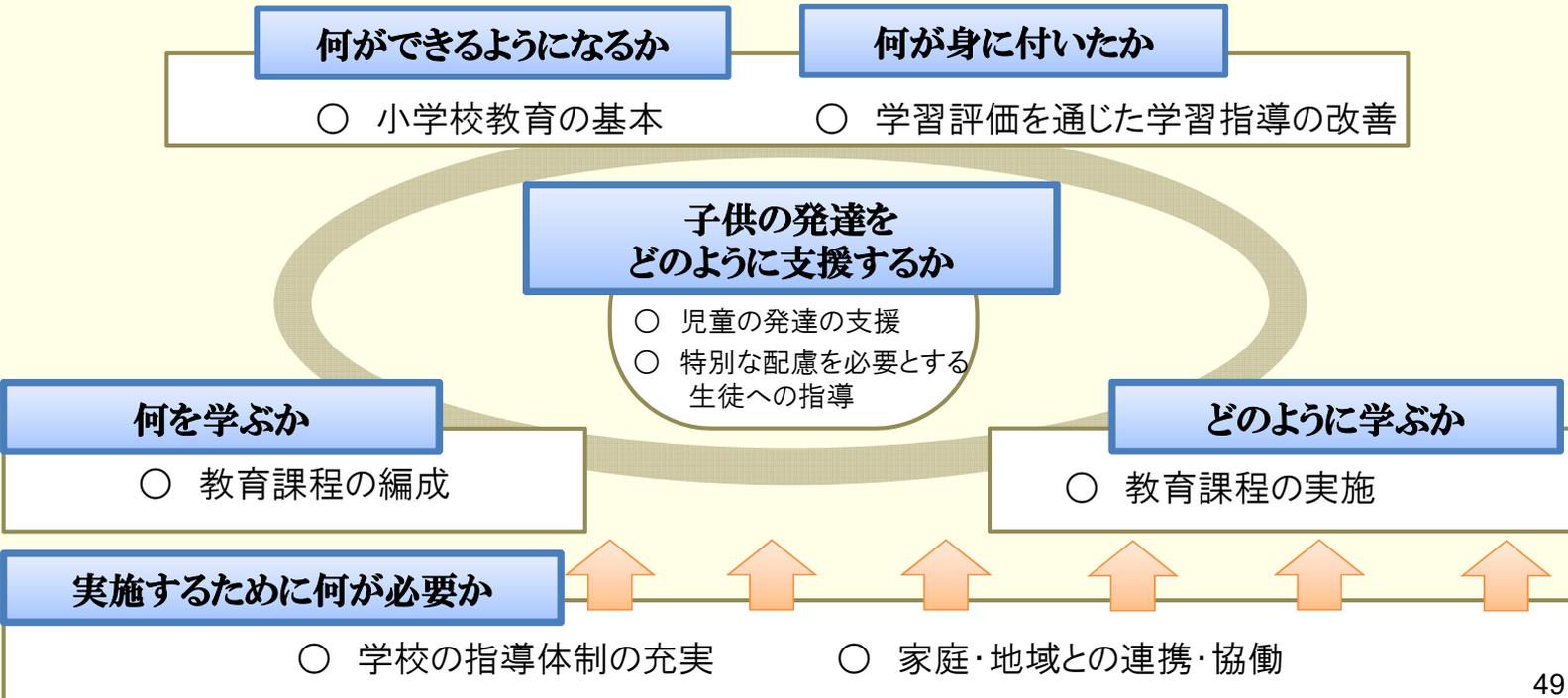
1 教育課程の改善と学校評価等

ア 各学校においては、校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう努めるものとする。また、各学校が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとする。

カリキュラム・マネジメントの3つの側面

- ① 各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた教科横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していく。
- ② 教育内容の質の向上に向けて、子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立する。
- ③ 教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせる。

教育課程の構造や、新しい時代に求められる資質・能力の在り方、アクティブ・ラーニングの考え方等について、すべての教職員が校内研修や多様な研修の場を通じて理解を深めることができるよう、「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」の視点から学習指導要領の要であり、教育課程に関する基本原則を示す「総則」を抜本的に改善し、必要な事項を分かりやすく整理。



主体的・対話的で深い学びの実現 （「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善）について（イメージ）

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすること

【主体的な学び】

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「**主体的な学び**」が実現できているか。

【例】

- 学ぶことに興味や関心を持ち、毎時間、見通しを持って粘り強く取り組むとともに、自らの学習をまとめ振り返り、次の学習につなげる
- 「キャリア・パスポート（仮称）」などを活用し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりする



学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く
知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

主体的な学び 対話的な学び 深い学び

【対話的な学び】

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「**対話的な学び**」が実現できているか。

【例】

- 実社会で働く人々が連携・協働して社会に見られる課題を解決している姿を調べたり、実社会の人々の話を聞いたりすることで自らの考えを広げる
- あらかじめ個人で考えたことを、意見交換したり、議論したり、することで新たな考え方に気が付いたり、自分の考えをより妥当なものとしたりする
- 子供同士の対話に加え、子供と教員、子供と地域の人、本を通して本の作者などとの対話を図る



【深い学び】

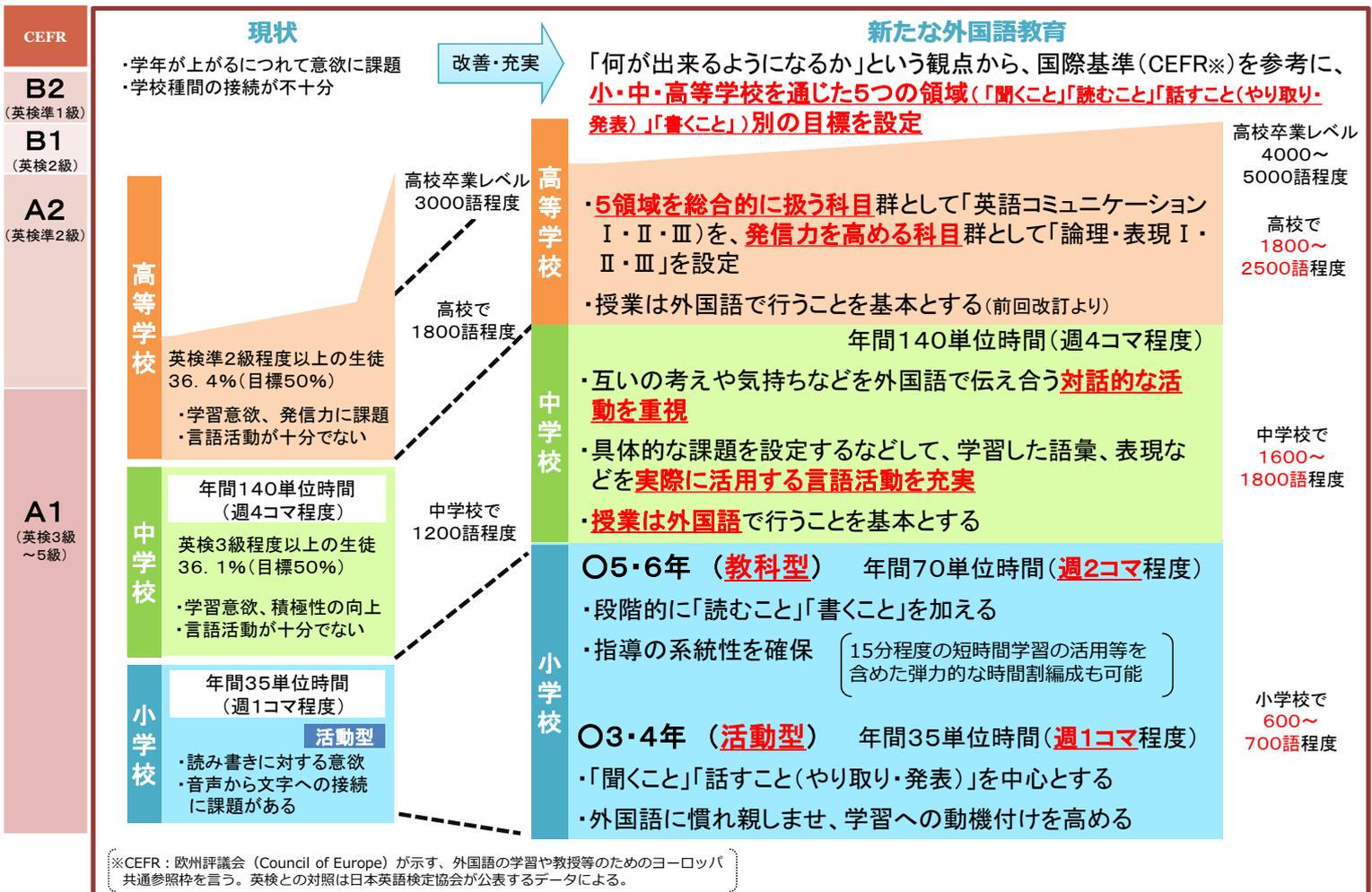
習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「**深い学び**」が実現できているか。

【例】

- 事象の中から自ら問いを見だし、課題の追究、課題の解決を行う探究の過程に取り組む
- 精査した情報を基に自分の考えを形成したり、目的や場面、状況等に応じて伝え合ったり、考えを伝え合うことを通して集団としての考えを形成したりしていく
- 感性を働かせて、思いや考えを基に、豊かに意味や価値を創造していく



外国語教育の抜本的強化のイメージ



日本の高校生の英語の課題

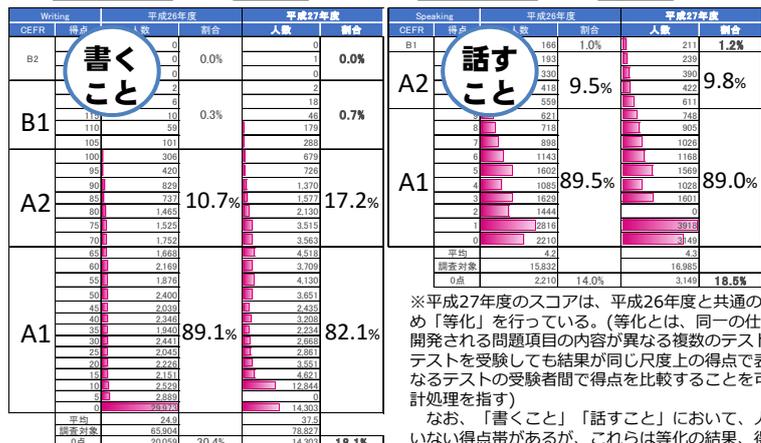
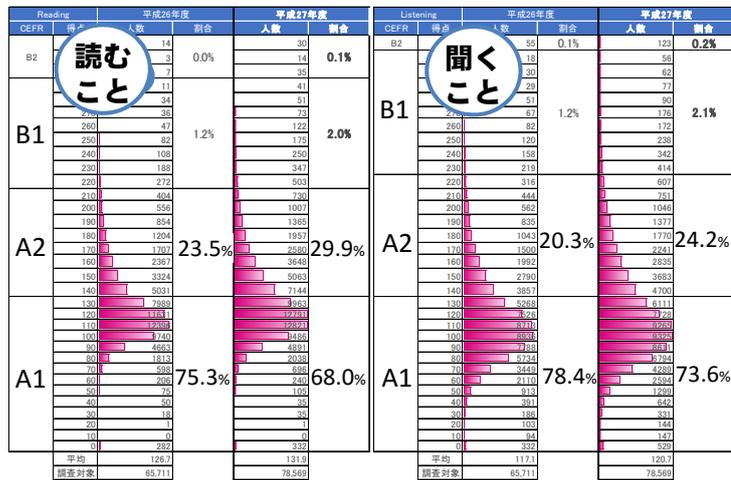
平成27年度 英語力調査結果 (高校3年生) の速報 (概要)

日本の高校生の英語力は、依然として**4技能全てに課題**があり、特に**スピーキングとライティング**において課題が大きい。

一方で、4技能いずれにおいても、A1レベルの人数の割合が減少し、A2レベル以上が増加するなど改善がみられる。

【CEFR A2以上の生徒の割合】

- ・リーディング: +7.3ポイント
- ・リスニング: +4.9ポイント
- ・ライティング: +6.9ポイント
※無回答の割合が減り、得点者は10%以上増加している。
- ・スピーキング: +0.5ポイント
※平均点は上昇したが、依然として課題が大きい。

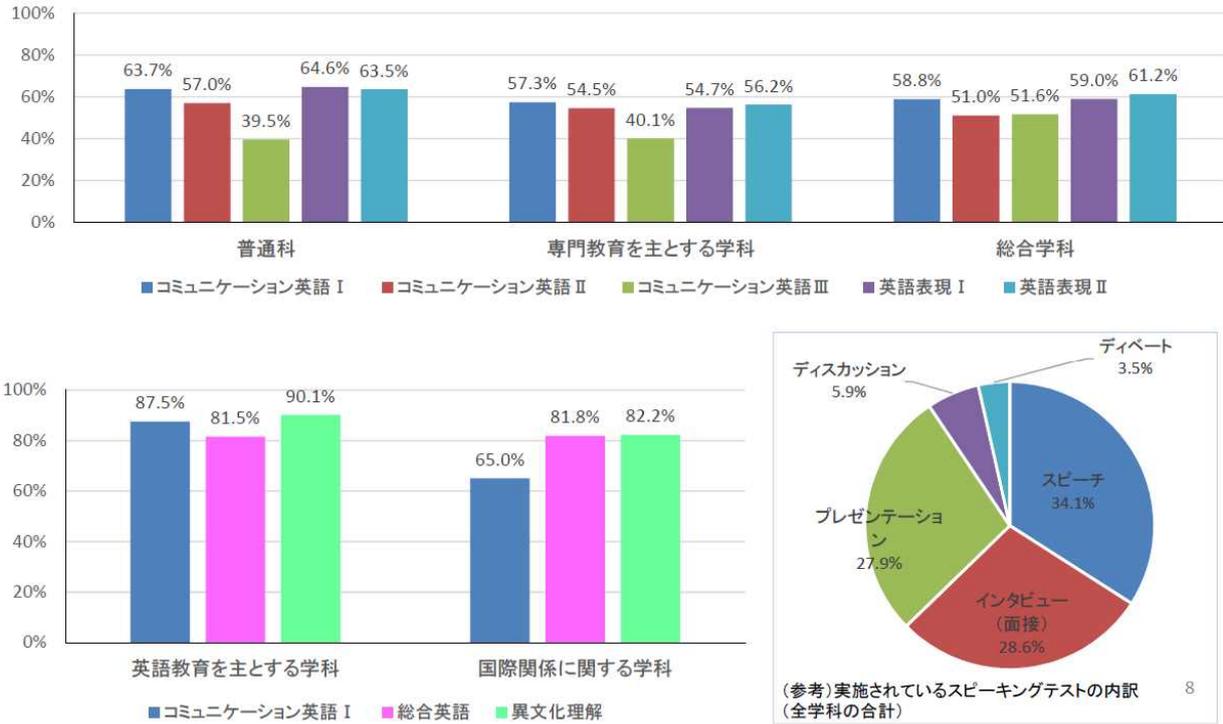


※平成27年度のスコアは、平成26年度と共通の尺度にするため「等化」を行っている。(等化とは、同一の仕様に基づいて開発される問題項目の内容が異なる複数のテスト間で、どのテストを受験しても結果が同じ尺度上の得点で表現され、異なるテストの受験者間で得点を比較することを可能にする統計処理を指す)

なお、「書くこと」「話すこと」において、人数が表れていない得点帯があるが、これらは等化の結果、得点が小数点以下を含んだ状態で算出され、度数分布を作成した際に出現しない得点帯があるためである。

「話すこと」及び「書くこと」における「外国語表現の能力」の評価を評価するためのパフォーマンステストの実施状況（学科別）

パフォーマンステスト(スピーキングテスト及びライティングテスト等)の学科別・科目別の実施割合



出典：文部科学省 平成28年度 英語教育実施状況調査（高等学校）

「生徒の英語力向上推進プラン」（平成27年6月）

改革のコンセプト

- 生徒の着実な英語力向上を目指し、国及び県で明確な達成目標（GOAL）を設定
- その達成状況を毎年公表して、計画的に改善を推進

第2期教育振興基本計画中の成果目標

※中学卒業段階に英検3級程度以上 50%

※高校卒業段階に英検準2級～2級程度以上 50%

- ① 生徒の英語力に係る国の目標を踏まえた都道府県ごとの目標設定・公表(2015年度末を目標)を要請
→ 都道府県ごとに、目標を達成するための「英語教育改善プラン」を策定・フォローアップ・改善のサイクルを構築
- ② 「英語教育実施状況調査」に基づく都道府県別の生徒の英語力の結果の公表を2016年度から実施
- ③ 国が新たに行う、より客観的な生徒の英語力調査による把握・分析
→ 国として義務教育段階の中学生の英語4技能を測定する「全国的な学力調査」を検討・実施
各学校における指導改善を促すとともに、国及び都道府県が全体として英語教育を改善し、生徒の英語力向上を図るためのPDCAサイクルを構築
※「高大接続改革実行プラン」(27年1月)に基づき「高等学校基礎学力テスト(仮称)」「大学入学希望者評価テスト(仮称)」において英語について検討
- ④ 英語力評価及び入学者選抜における英語4技能を測定する民間の資格・検定試験の活用を、引き続き促進

小・中・高を通じた改革のための取組

国の目標 GOAL 2020 ～次期学習指導要領を見据えた5年間の取組～

- 4技能を重視した授業・入試改革
 - ・学習指導要領の周知徹底・改善指導、及び次期学習指導要領改訂を通して、英語4技能によるコミュニケーション能力を確実に養う
 - ・高大接続改革実行プランに基づく高校教育や入試の一体的な改革による英語4技能の重視
 - ・中3、高3生の英語力のフィージビリティ調査
- 教員の英語力・指導力向上等
 - ・小・中・高校の英語を担当する全教員の研修を実施（「英語教育推進リーダー」の養成）
 - ・先行実施のための研修用教材等の開発・提供
 - ・モジュール指導用ICT教材開発・整備
 - ・4技能を重視した採用の改善充実
 - ・ALT等の外部人材の積極的活用
 - ・養成の改善（大学の教職課程におけるコアカリキュラム開発・改善）
 - ・民間の資格・検定試験を活用し、県ごとの教員の英語力の達成状況を定期的に検証

外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠（CEFR）について

- CEFR（Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment）は、語学シラバスやカリキュラムの手引きの作成、学習指導教材の編集、外国語運用能力の評価のために、透明性が高く、分かりやすい、包括的な基盤を提供するものとして、20年以上にわたる研究を経て策定された。欧州域内外で使われている。
- 欧州域内では、国により、CEFRの「共通参照レベル」が、初等教育、中等教育を通じた目標として適用されたり、欧州域内の言語能力に関する調査を実施するにあたって用いられたりするなどしている。

熟練した言語使用者	C2	聞いたり読んだりした、ほぼ全てのものを容易に理解することができる。いろいろな話し言葉や書き言葉から得た情報をまとめ、根拠も論点も一貫した方法で再構築できる。自然に、流暢かつ正確に自己表現ができる。
	C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長い文章を理解して、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流暢に、また自然に自己表現ができる。社会生活を営むため、また学問上や職業上の目的で、言葉を柔軟かつ効果的に用いることができる。複雑な話題について明確で、しっかりとした構成の、詳細な文章を作ることができる。
自立した言語使用者	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、抽象的な話題でも具体的な話題でも、複雑な文章の主要な内容を理解できる。母語話者とはお互いに緊張しないで普通にやり取りができるくらい流暢かつ自然である。幅広い話題について、明確で詳細な文章を作ることができる。
	B1	仕事、学校、娯楽などで普段出会うような身近な話題について、標準的な話し方であれば、主要な点を理解できる。その言葉が話されている地域にいるときに起こりそうな、たいていの事態に対処することができる。身近な話題や個人的に関心のある話題について、筋の通った簡単な文章を作ることができる。
基礎段階の言語使用者	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、地元の地理、仕事など、直接的関係がある領域に関しては、文やよく使われる表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄について、単純で直接的な情報交換に応じることができる。
	A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることができる。自分や他人を紹介することができ、住んでいるところや、誰と知り合いであるか、持ち物などの個人的情報について、質問をしたり、答えたりすることができる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助けが得られるならば、簡単なやり取りをすることができる。

（出典）ブリティッシュ・カウンシル、ケンブリッジ大学英語検定機構

（6）学習評価

学習評価に関する基本的な考え方

「児童生徒の学習評価の在り方について(報告)」(平成22年3月教育課程部会報告)より

- 学習評価は、学校における教育活動に関し、子どもたちの学習状況を評価するものである。
- 各教科については、学習状況を分析的にとらえる観点別学習状況の評価と総括的にとらえる評定とを、学習指導要領に定める目標に準拠した評価として実施することが明確にされている。
- 学習評価を行うに当たっては、子どもたち一人一人に学習指導要領の内容が確実に定着するよう、学習指導の改善につなげていくことが重要である。

現行学習指導要領に係る、学習評価の改善に関する基本的な考え方

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知)」(平成22年5月初等中等教育局長通知)より

- 学習評価を通じて、学習指導の在り方を見直すことや個に応じた指導の充実を図ること
- 学校における教育活動を組織として改善することが重要であること。
- その上で、新しい学習指導要領の下における学習評価の改善を図っていくためには以下の基本的な考え方に沿って学習評価を行うことが必要であること。
 - ① きめの細かな指導の充実や児童生徒一人一人の学習の確実な定着を図るため、学習指導要領に示す目標に照らしてその実現状況の評価する、目標に準拠した評価を引き続き着実に実施すること。
 - ② 新しい学習指導要領の趣旨や改善事項等を学習評価において適切に反映すること。
 - ③ 学校や設置者の創意工夫を一層生かすこと。

57

観点別学習状況の評価について

- 学習評価には、児童生徒の学習状況を検証し、結果の面から教育水準の維持向上を保障する機能。
- 各教科においては、学習指導要領等の目標に照らして設定した観点ごとに学習状況の評価と評定を行う「目標に準拠した評価」として実施。
⇒きめの細かい学習指導の充実と児童生徒一人一人の学習内容の確実な定着を目指す。

学力の3つの要素と評価の観点との整理

【現行】

学習評価の4観点

関心・意欲・態度

思考・判断・表現

技能

知識・理解

【以下の3観点に沿った整理を検討】

学力の3要素 (学校教育法) (学習指導要領)

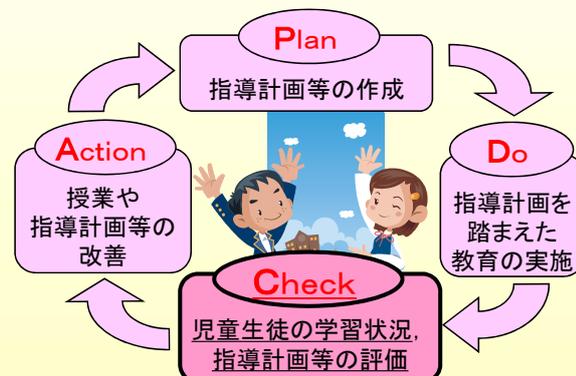
知識及び技能

思考力・判断力
・表現力等

主体的に学習に
取り組む態度

学習指導と学習評価のPDCAサイクル

- 学習評価を通じて、学習指導の在り方を見直すことや個に応じた指導の充実を図ること、学校における教育活動を組織として改善することが重要。
指導と評価の一体化



「目標に準拠した評価」について

目標に準拠した評価

- ・学習指導要領に示す目標に照らしてその実現の状況を見る評価。
- ・平成12年要録通知以降は、観点別学習状況の評価と評定の両方を、目標に準拠した評価として実施。
- ・絶対評価とも言われてきた。
※H22年教育課程部会まとめ以降、絶対評価という表現は使用していない。

集団に準拠した評価

- ・学級又は学年における位置づけを見る評価。
- ・相対評価とも言われる。
- ・昭和46年通知から平成12年通知以前は、集団に準拠した評価を行いつつ、各段階の人数を固定化しないよう求めていた。(絶対評価を加味した相対評価)
- ・平成12年通知以降は、目標に準拠した評価に改められたが、必要に応じて「総合所見及び指導上参考となる諸事項」欄に集団の中での相対的な位置付けについて記載することができることとしている。

個人内評価

- ・観点別学習状況の評価や評定には示しきれない子どもたち一人一人のよい点や可能性、進歩の状況について評価するもの。指導要録では、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」において示される。

○集団に準拠した評価から目標に準拠した評価に改めた理由

「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について」
(平成12年12月教育課程審議会答申)より

- ・新しい学習指導要領に示された基礎的・基本的な内容の確実な習得を図る観点から**学習指導要領に示した内容を確実に習得したかどうかの評価を一層徹底するため**
- ・児童生徒一人一人の進歩の状況や教科の目標の実現状況を的確に把握し、**学習指導の改善**に生かすため
- ・各学校段階において、児童生徒がその学校段階の目標を実現しているかどうかを評価することにより**上級の学校段階の教育との円滑な接続**に資するため
- ・新しい学習指導要領では、習熟の程度に応じた指導など、**個に応じた指導**を一層重視しており、学習集団の編成も多様となることが考えられるため
- ・少子化等により、**学年、学級の児童生徒数が減少**する中で、評価の客観性や信頼性を確保するため

59

中央教育審議会答申（抜粋）

平成29年10月16日教育課程部会 児童生徒の学習評価に関するワーキンググループ「資料2」より抜粋

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月21日）

評価の三つの観点

- 現在、各教科について、学習状況を分析的に捉える「観点別学習状況の評価」と、総括的に捉える「評定」とを、学習指導要領に定める目標に準拠した評価として実施することが明確にされている。評価の観点については、従来の4観点の枠組みを踏まえつつ、学校教育法第30条第2項が定める学校教育において重視すべき三要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「主体的に学習に取り組む態度」）を踏まえて再整理され、現在、「知識・理解」「技能」「思考・判断・表現」「関心・意欲・態度」の四つの観点が設定されているところである。
- 今回の改訂においては、全ての教科等において、教育目標や内容を、資質・能力の三つの柱に基づき再整理することとしている。これは、資質・能力の育成を目指して「目標に準拠した評価」を実質化するための取組でもある。
- 今後、小・中学校を中心に定着してきたこれまでの学習評価の成果を踏まえつつ、目標に準拠した評価を更に進めていくため、こうした教育目標や内容の再整理を踏まえて、観点別評価については、目標に準拠した評価の実質化や、教科・校種を超えた共通理解に基づく組織的な取組を促す観点から、小・中・高等学校の各教科を通じて、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点到整理することとし、指導要録の様式を改善することが必要である。
- その際、「学びに向かう力・人間性等」に示された資質・能力には、感性や思いやりなど幅広いものが含まれるが、これらは観点別学習状況の評価になじむものではないことから、評価の観点としては学校教育法に示された「主体的に学習に取り組む態度」として設定し、感性や思いやり等については観点別学習状況の評価の対象外とする必要がある。

- すなわち、「主体的に学習に取り組む態度」と、資質・能力の柱である「学びに向かう力・人間性」の関係については、「学びに向かう力・人間性」には①「主体的に学習に取り組む態度」として観点別評価（学習状況を分析的に捉える）を通じて見取ることができる部分と、②観点別評価や評定にはなじまず、こうした評価では示しきれないことから個人内評価（個人のよい点や可能性、進歩の状況について評価する）を通じて見取る部分があることに留意する必要がある。
- これらの観点については、毎回の授業で全てを見取るのではなく、単元や題材を通じたまとまりの中で、学習・指導内容と評価の場면을適切に組み立てていくことが重要である。
- なお、観点別学習状況の評価には十分示しきれない、児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況等については、日々の教育活動や総合所見等を通じて積極的に子供に伝えることが重要である。

評価に当たっての留意点等

- 「目標に準拠した評価」の趣旨からは、評価の観点については、学習指導要領における各教科等の指導内容が資質・能力を基に構造的に整理されることにより明確化される。今般、中央教育審議会においては、第3章2.（4）において述べたように、学習評価について学習指導要領の改訂を終えた後に検討するのではなく、本答申において、学習指導要領等の在り方と一体として考え方をまとめることとした。指導要録の改善・充実や多様な評価の充実・普及など、今後の専門的な検討については、本答申の考え方を前提として、それを実現するためのものとして行われることが求められる。
- 学習指導要領改訂を受けて作成される、学習評価の工夫改善に関する参考資料についても、詳細な基準ではなく、資質・能力を基に再整理された学習指導要領を手掛かりに、教員が評価規準を作成し見取っていくために必要な手順を示すものとなることが望ましい。そうした参考資料の中で、各教科等における学びの過程と評価の場面との関係性も明確にできるよう工夫することや、複数の観点を一体的に見取ることも考えられることなどが示されることが求められる。
- 評価の観点のうち「主体的に学習に取り組む態度」については、学習前の診断的評価のみで判断したり、挙手の回数やノートの取り方などの形式的な活動で評価したりするものではない。子供たちが自ら学習の目標を持ち、進め方を見直しながら学習を進め、その過程を評価して新たな学習につなげるといった、学習に関する自己調整を行いながら、粘り強く知識・技能を獲得したり思考・判断・表現しようとしていたりしているかどうかという、意思的な側面を捉えて評価することが求められる。

○学校教育法施行規則(抄)

第二十四条 校長は、その学校に在学する児童等の指導要録(学校教育法施行令第三十一条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。

第五十七条 小学校において、各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たっては、児童の平素の成績を評価して、これを定めなければならない。

○小学校学習指導要領 第1章 総則 (抄) (中学校も同様の規定)

平成29年3月31日文部科学省告示

第3 教育課程の実施と学習評価

2 学習評価の充実

学習評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。
- (2) 創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて児童の学習の成果が円滑に接続されるように工夫すること。

○小学校学習指導要領解説 総則編 (抄) (中学校も同様の規定)

平成29年6月21日公表

評価に当たっては、いわゆる評価のための評価に終わることなく、教師が児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、児童が学習したことの意義や価値を実感できるようにすることで、自分自身の目標や課題をもって学習を進めていけるように、評価を行うことが大切である。

実際の評価においては、各教科等の目標の実現に向けた学習の状況を把握するために、指導内容や児童の特性に応じて、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫し、学習の過程の適切な場面で評価を行う必要がある。その際には、学習の成果だけでなく、学習の過程を一層重視することが大切である。特に、他者との比較ではなく児童一人一人のもつよい点や可能性などの多様な側面、進歩の様子などを把握し、学年や学期にわたって児童がどれだけ成長したかという視点を大切にすることも重要である。

○学校教育法施行規則(抄)

第二十四条 校長は、その学校に在学する児童等の指導要録(学校教育法施行令第三十一条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。

第五十七条 小学校において、各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たっては、児童の平素の成績を評価して、これを定めなければならない。

○小学校学習指導要領 第1章 総則 (抄) (中学校、高等学校も同様の規定)

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2. 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにすること。

○小学校学習指導要領解説 総則編 (抄)

基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成するための指導を行うためには、評価の在り方が大切である。いわゆる評価のための評価に終わることなく、児童一人一人の学習の成立を促すための評価という視点を一層重視することによって、教師が自らの指導を振り返り、指導の改善に生かしていくことが特に大切である。

評価に当たっては、児童の実態に応じた多様な学習を促すことを通して、主体的な学習の仕方が身に付くように配慮するとともに、児童の学習意欲を喚起するようにすることが大切である。その際には、学習の成果だけでなく、学習の過程を一層重視する必要がある。特に、他者との比較ではなく児童一人一人のもつよい点や可能性などの多様な側面、進歩の様子などを把握し、学年や学期にわたって児童がどれだけ成長したかという視点を大切にすることが重要である。また、児童が自らの学習過程を振り返り、新たな自分の目標や課題をもって学習を進めていけるような評価を行うことが大切である。

評価については、指導内容や児童の特性に応じて、評価の場面や方法を工夫する必要がある。学習の過程の適切な場面で評価を行うことや、教師による評価とともに、児童による相互評価や自己評価などを工夫することも大切である。特に、相互評価や自己評価は、児童自身の学習意欲の向上にもつながるとの観点から重視する必要がある。

- ・国においては、各学校や設置者の参考となるよう、学習指導要領の改訂ごとに、その趣旨を反映した学習評価の基本的な考え方を示すとともに、指導要録に記載する事項等を提示してきた。
- ・昭和52年・53年学習指導要領改訂に対応した指導要録から、目標の達成状況を観点ごとに評価する観点別評価を導入。
- ・評定については、平成10年・11年改訂に対応した指導要録から、それまでの「集団に準拠した評価」(いわゆる相対評価)から段階を経て「目標に準拠した評価」を行うこととなっている。

学習指導要領	指導要録における各教科の学習の記録(小学校, 中学校)			評価規準
	評定	所見	備考	
教育内容の一層の向上 (「教育内容の現代化」) 時代の進展に対応した教育内容の導入 (学習指導要領実施)小:昭46年度, 中:昭47年度, 高:昭和48年度 (要録通知)小中:昭46年2月, 高:昭48年2月	・学習指導要領に定める目標に照らして, 学級又は学年における位置づけを評価 ・各段階ごとに一定の比率を定めて, 機械的に割り振ることのないよう留意	・学習において認められた特徴を, 他の児童生徒との比較ではなく, その児童生徒自身について記録 ・観点について, 各教科の指導の結果に基づいて評価	・教科の学習について特記すべき事項がある場合に記入	
ゆとりある充実した学校生活の実現 (「学習負担の適性化」) 各教科等の目標・内容を中核的事項にしぼる (学習指導要領実施)小:昭55年度, 中:昭56年度, 高:昭57年度 (要録通知)小中:昭55年2月, 高:昭56年12月	・学習指導要領に定める目標に照らして, 学級又は学年における位置づけを評価 ・各段階ごとに一定の比率を定めて, 機械的に割り振ることのないよう留意	観点別学習状況 ・学習指導要領に定める 目標の達成状況を観点ごとに評価 ・各教科に共通する観点として「関心・態度」が追加	所見 ・教科の学習について総合的にみた場合の児童の特徴や指導上留意すべき事項を記入	

65

社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の育成 生活科の新設, 道徳教育の充実 (学習指導要領実施)小:平4年度, 中:平5年度, 高:平6年度 (要録通知)小中:平3年3月, 高:平5年7月	観点別学習状況 ・学習指導要領に定める 目標に照らして, その実現状況を観点ごとに評価 ・観心の順序の入れ替え(「関心・意欲・態度」が最初)	評定 ・学習指導要領に定める目標に照らして, 学級又は学年における位置づけを評価 ・各段階ごとに一定の比率を定めて, 機械的に割り振ることのないよう留意	所見 ・教科の学習について総合的にみた場合の児童の特徴及び指導上留意すべき事項を記入。その際, 児童生徒の長所を取り上げることが基本となるよう留意	国立教育政策研究所による評価規準の例示
基礎・基本を確実に身に付けさせ, 自ら学び考える力などの「生きる力」の育成 教育内容の厳選, 総合的な学習の時間の新設 (学習指導要領実施)小:平14年度, 中:平14年度, 高:平15年度 (要録通知)小中高:平13年2月	観点別学習状況 ・学習指導要領に定める目標に照らして, その実現状況を観点ごとに評価	評定 ・ 学習指導要領に定める目標に照らして, その実現状況を総合的に評価	総合所見及び指導上参考となる諸事項 ・児童生徒の状況を総合的にとらえる。その際, 児童生徒の優れている点や長所, 進歩の状況などを取り上げることが基本となるよう留意 ・ 学級・学年など集団の中での相対的な位置づけに関する情報も必要に応じ記入	
「生きる力」の育成, 基礎的・基本的な知識・技能の習得, 思考力・判断力・表現力等の育成のバランス 授業時数の増, 指導内容の充実, 言語活動, 小学校外国語活動の新設 (学習指導要領実施)小:平23年度, 中:平24年度, 高:平25年度 (要録通知)小中高:平22年5月	観点別学習状況 ・学習指導要領に定める目標に照らして, その実現状況を観点ごとに評価	評定 ・学習指導要領に定める目標に照らして, その実現状況を総合的に評価	総合所見及び指導上参考となる諸事項 ・児童生徒の状況を総合的にとらえる。その際, 児童生徒の優れている点や長所, 進歩の状況などを取り上げることが基本となるよう留意 ・ 学級・学年など集団の中での相対的な位置づけに関する情報も必要に応じ記入	国立教育政策研究所による評価規準の例示

(※) 高等学校においては、小・中学校と同様に観点等を踏まえながら評価を行うことを通知で示しているが、高等学校生徒指導要録の様式例上は、観点別学習状況を記録する欄は示していない。

○在学する児童生徒の学習の記録として作成するもの。

○「学籍に関する記録」と「指導に関する記録」からなる。

○「指導に関する記録」としては、

- ・行動の記録(小中のみ)
- ・教科・科目の学習の記録
→観点別評価(小中のみ)、取得単位数(高校のみ)、
評定(小3以上及び中高)
- ・総合的な学習の時間、特別活動の記録
- ・総合所見及び指導上参考となる諸事項などを記載。

○進学の際には、写しを進学先に送付する。

○指導要録の保存年限は、指導に関する事項は5年。学籍に関する事項は20年。

○学校教育法施行規則(抄)

第二十四条 校長は、その学校に在学する**児童等の指導要録**(学校教育法施行令第三十一条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。

2 校長は、児童等が進学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。

3 校長は、児童等が転学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の写しを作成し、その写し(転学してきた児童等については転学により送付を受けた指導要録(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令(平成二十六年政令第二二三号)第八条に規定する園児の学習及び健康の状況を記録した書類の原本を含む。))の写しを含む。)及び前項の抄本又は写しを転学先の校長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない。

小学校児童指導要録(参考様式)

様式1(学籍に関する記録)

学籍に関する記録

区分\学年	1	2	3	4	5	6
学籍						
整理番号						

学籍の記録		学籍に関する記録						
児童	ふりがな							
	氏名	性別	入学・編入学等			平成 年 月 日 第 1 学年 入学 第 学年 編入学		
児童	生年月日	平成 年 月 日 生		転入学		平成 年 月 日 第 学年 転入学		
	現住所							
保護者	ふりがな							
	氏名	転学・進学等			(平成 年 月 日) 平成 年 月 日			
保護者	現住所							
	入学前の経歴	卒業	平成 年 月 日		進学先			
学校名及び所在地(分校名・所在地等)								
区分\学年	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度		
校長氏名印	1		2		3			
学級担任者氏名印								
区分\学年	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度		
校長氏名印	4		5		6			
学級担任者氏名印								

様式2(指導に関する記録)

児童氏名		学校名		区分\学年					
				1	2	3	4	5	6
				学籍					
				整理番号					
各教科の学習の記録				特別の教科 道徳					
I 観点別学習状況				学習状況及び道徳性に係る成長の様子					
教科	観点	学年	1	2	3	4	5	6	1
国	国語への関心・意欲・態度								2
	話す・聞く能力								3
	書く能力								4
	読む能力								5
	言語についての知識・理解・技能								6
社	社会的事象への関心・意欲・態度								
	社会的な思考・判断・表現								
	観察・資料活用技能								
会	社会的事象についての知識・理解								
算	算数への関心・意欲・態度								
	数学的な考え方								
	数量や図形についての技能								
教	数量や図形についての知識・理解								
理	自然事象への関心・意欲・態度								
	科学的な思考・表現								
	観察・実験技能								
科	自然事象についての知識・理解								
生	生活への関心・意欲・態度								
	活動や体験についての思考・表現								
活	身近な事象や自分についての気づき								
音	音楽への関心・意欲・態度								
	音楽表現の創工夫								
楽	音楽表現の技能								
	鑑賞の能力								
図	造形への関心・意欲・態度								
	発想や構想の能力								
画	創造的な技能								
工	鑑賞の能力								
家	家庭生活への関心・意欲・態度								
	生活を創工夫する能力								
庭	生活の技能								
	家庭生活についての知識・理解								
体	運動や健康・安全への関心・意欲・態度								
	運動や健康・安全についての思考・判断								
育	運動の技能								
	健康・安全についての知識・理解								
総合的な学習の時間の記録				特別活動の記録					
観点				学級活動					
学年	観点	学年	1	2	3	4	5	6	児童会活動
3	国語	社会							クラブ活動
4	理科	音楽							学校行事
5	家庭	体育							
6	総合								
評定				特別活動の記録					
				趣旨に照らして十分に満足できる状況にある場合には○をつける					

児童氏名	
------	--

行動の記録		項目						項目									
項目	学年	1	2	3	4	5	6	項目	学年	1	2	3	4	5	6		
基本的な生活習慣								思いやり・協力									
健康・体力の向上								生命尊重・自然愛護									
自主・自律								勤労・奉仕									
責任感								公正・公平									
創意工夫								公共心・公德心									
総合所見及び指導上参考となる諸事項																	
第1学年	総合所見及び指導上参考となる諸事項												第4学年				
第2学年													第5学年				
第3学年													第6学年				
出欠の記録																	
区分	授業日数	出席停止	出席しなかつた理由	欠席日数	出席日数	備考											
学年	1																
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	

評価の観点、評価規準の例示について

- ・学校教育法に規定する各学校段階別の目標に基づき、学習指導要領において各教科別の目標と各学年別の目標を規定。
- ・評価の観点は、教育課程部会報告に基づく通知において、教科別の評価の観点と趣旨、各教科の学年別の評価の観点を示している。
- ・各学校の評価規準設定に資するため、内容のまとまりごとの設定例、単元(題材)ごとの評価規準の設定例は、国立教育政策研究所の参考資料により示している。

学校教育法

各学校段階別の目標、学力の三要素

小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

学習指導要領(告示)

各教科別の目標

例)小学校 算数

算数的活動を通して、数量や図形についての基礎的・基本的な知識及び技能を身に付け、日常の事象について見通しをもち筋道を立てて考え、表現する能力を育てるとともに、算数的活動の楽しさや数理的な処理のよさに気づき、進んで生活や学習に活用しようとする態度を育てる。

学年別の目標

- <第2学年>
- (1) 具体物を用いた活動などを通して、数についての感覚を豊かにする。数の意味や表し方についての理解を深めるとともに、加法及び減法についての理解を深め、用いることができるようにする。また、乗法の意味について理解し、その計算の仕方を考え、用いることができるようにする。
 - (2) 具体物を用いた活動などを通して、長さや体積などの単位と測定について理解できるようにし、量の大きさについての感覚を豊かにする。
 - (3) 具体物を用いた活動などを通して、三角形や四角形などの図形について理解できるようにし、図形についての感覚を豊かにする。
 - (4) 具体物を用いた活動などを通して、数量やその関係を言葉、数、式、図、表、グラフなどに表したり読み取ったりすることができるようにする。

指導要録の改善に関する通知

各教科の評価の観点と趣旨

【例】算数の評価の観点と趣旨

観点	算数への関心・意欲・態度	数学的な考え方	数量や図形についての技能	数量や図形についての知識・理解
趣旨	数理的な事象に関心をもつとともに、算数的活動の楽しさや数理的な処理のよさに気づき、進んで生活や学習に活用しようとする。	日常の事象を数理的にとらえ、見通しをもち筋道立てて考え表現したり、そのことから考えを深めたりするなど、数学的な考え方の基礎を身に付けている。	数量や図形についての数学的な表現や処理にかかわる技能を身に付けている。	数量や図形についての豊かな感覚をもち、それらの意味や性質などについて理解している。

【例】算数の第2学年における評価の観点の趣旨

趣旨	数量や図形に親しみをもち、それらについて様々な経験をもととするとともに、知識や技能などを進んで用いようとする。	数量や図形についての基礎的・基本的な知識及び技能の習得や活用を通して、数理的な処理に親しみ、考え表現したり工夫したりしている。	整数の計算をしたり、長さや体積などを測定したり、図形を構成したり、数量の関係を表したり読み取ったりするなどの技能を身に付けている。	数量や図形についての感覚を豊かにするとともに、整数の意味と表し方、整数の計算の意味、長さや体積などの単位と測定の意味、図形の意味及び数量の関係などについて理解している。

【例】算数の第2学年における「D数量関係」(うち「乗法」関係部分)に関する評価規準の設定例

	乗法の式に表したり、式を読み取ったりすることに関心をもち、いろいろな場面を式に表そうとしている	乗法が用いられる場面を、具体物や図などを用いて考え、式に表している。乗法の式を、具体的な場面に結びつけて捉えている	乗法が用いられる場面を式に表したり、式を読み取ったりすることができる	式に表したり、式を読み取ったりすることを通して、乗法が用いられる場面の数量の関係について理解している
内容のまとまり(例)	国語「A話すこと・聞くこと」「B書くこと」「C読むこと」の各領域、社会「内容(1)(2)…」の大項目、算数「A数と計算」「B量と測定」「C図形」「D数量関係」の各領域 など、各教科の各領域・大項目等。			

※平成23年度から実施されている現行小学校学習指導要領に基づき国立教育政策研究所が参考資料として示しているものである。

評価規準について

平成28年1月18日総則・評価特別部会「資料6-2」より抜粋

「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料」国立教育政策研究所

- 各学校における評価規準の作成に活用できるようにするため、国立教育政策研究所が作成。(H12要録通知以降)
- 各校種・各教科ごとに、学習評価の基本的な考え方、評価規準の設定例、具体的な評価方法等について示している。
- 学教科の内容のまとまりごとに評価の評価規準の設定例を示したり、いくつかの単元・題材ごとの指導案と評価規準の設定例などを例示。

「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料」の構成(小・中の例)

第1編 総説

第1章 学習評価の在り方について

- 1 新学習指導要領の趣旨を反映した学習評価の基本的な考え方
- 2 新学習指導要領の下での指導要録における観点別学習状況、評定、特別活動及び外国語活動の記録

第2章 評価規準の設定等について(第2編関係)

- 1 評価規準の設定について
- 2 資料の構成等について

第3章 評価方法の工夫改善について(第3編関係)

- 1 評価方法の工夫改善について
- 2 評価時期等のクフについて
- 3 各学校における指導と評価の工夫改善について
- 4 第3編の資料で紹介する評価方法等の事例の特徴

第2編 評価規準に盛り込むべき事項等

第1 教科目標、評価の観点及びその趣旨等

第2 内容のまとまりごとの評価規準に盛り込むべき事項及び評価規準の設定例

第3編 評価に関する事例

- 1 評価規準の設定について
- 2 各事例のポイント

(例) 小学校算数

第2学年 「D 数量関係」の評価規準設定例

評価の観点

算数への関心・意欲・態度	数学的な考え方	数量や図形についての技能	数量や図形についての知識・理解
加法と減法の相互関係に関心を持ち、加法と減法の場面を式に表そうとしている	加法と減法の相互関係について説明することを、図を基に考えている。	加法と減法の相互関係を用いて、加法の式を減法の式に直したり、減法の式を加法の式に直したりすることができる。	加法と減法は互いに逆の関係になっているなど、加法と減法の相互関係について理解している。
乗法の式に表したり、式を読み取ったりすることに関心をもち、いろいろな場面を式に表そうとしている	乗法が用いられる場面を、具体物や図などを用いて考え、式に表している。乗法の式を、具体的な場面に結びつけて捉えている	乗法が用いられる場面を式に表したり、式を読み取ったりすることができる	式に表したり、式を読み取ったりすることを通して、乗法が用いられる場面の数量の関係について理解している
簡単な表やグラフを用いて表すと、それぞれの大きさが比べやすくなるというよさに気付いている	数量を分類整理する方法や、簡単な表やグラフを用いて表す方法を考えられている。	身の回りにある数量を分類整理し、簡単な表やグラフを用いて表したり読み取ったりすることができる	簡単な式やグラフを用いて表したり、読み取ったりする仕方について理解している。

各観点、内容ごとの評価の規準

※平成23年度から実施されている現行小学校学習指導要領に基づき国立教育政策研究所が参考資料として示しているものである。

児童生徒の学びの深まりを把握するために、多様な評価方法の研究や取組が行われている。

「パフォーマンス評価」

知識やスキルを使いこなす(活用・応用・統合する)ことを求めるような評価方法。論説文やレポート、展示物といった完成作品(プロダクト)や、スピーチやプレゼンテーション、協同での問題解決、実験の実施といった実演(狭義のパフォーマンス)を評価する。

「ルーブリック」

成功の度合いを示す数レベル程度の尺度と、それぞれのレベルに対応するパフォーマンスの特徴を示した記述語(評価規準)からなる評価基準表。

尺度	IV	III	II	I
項目	…できる …している	…できる …している	…できる …している	…できない …していない

記述語

ルーブリックのイメージ例

「ポートフォリオ評価」

児童生徒の学習の過程や成果などの記録や作品を計画的にファイル等へ集積。そのファイル等を活用して児童生徒の学習状況を把握するとともに、児童生徒や保護者等に対し、その成長の過程や到達点、今後の課題等を示す。

児童生徒の学習評価に関するワーキンググループ

平成29年7月18日
教育課程部会決定

1. 設置の目的

平成28年12月の中央教育審議会答申を踏まえ、平成29年3月に小・中学校学習指導要領が、同年4月に特別支援学校小学部・中学部学習指導要領が改訂された。また、今後、高等学校学習指導要領等の改訂も予定されている。今回の改訂を踏まえ、新しい学習指導要領の下での児童生徒の学習評価の在り方について検討を進める必要がある。

このため、教育課程部会の下に、児童生徒の学習評価に係る専門的な調査審議を行うためのワーキンググループを設置する。

2. 主な検討事項

- (1) 児童生徒の学習評価の在り方に関する事項
- (2) 指導要録の改善に関する事項
- (3) 学習評価に関する参考資料の在り方に関する事項
- (4) その他

3. 主な検討事項

ワーキンググループは、2.の主な検討事項に関する審議が終了したときに廃止する。